

(宿泊施設用) 別紙 1_ 認証基準新旧対照表 (令和 5 年 3 月 13 日施行)

～旧認証基準～

○施設内共通

項目	
1	施設内の公共スペースでは、 <u>場面に応じ適切なマスク着用を要請している。</u> [必須] ※ 乳幼児、障がいのある方や疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない。
2	入館するすべての人に対して検温を行っている。[必須]
3	施設や館内、各会場への入口に消毒設備を設置し、利用者に手指消毒または手洗いを呼びかける。[必須]
4	利用者との接触の機会を低減させるため、自動チェックイン機やオンラインチェックイン、スマートキー（スマートフォン等）での鍵操作などのチェックイン方式を導入している。[推奨]
5	客室のキーについて、キーボックスのキーやキーパッド等を利用者ごとに消毒するなど、接触感染予防対策を実施している。[推奨]

○ロビー・公共スペース・エレベーター

項目	
6	窓開けまたは空調機により常時外気を導入した換気が行われている。[必須]
7	<u>公共スペース</u> に二酸化炭素濃度計を設置して、換気不足を監視している。[推奨]
8	<u>公共スペース</u> に H E P A フィルターによる空気清浄機を設置し、空気中のウイルス除去を行っている。[推奨]
9	<u>公共スペース</u> の家具類、手すり、ドアノブなど、多くの利用者が触れる箇所は、定期的に消毒している。[必須]
10	<u>公共スペース</u> やエレベーター付近に手指消毒用の消毒液が設置されている。[必須]
11	エレベーターの定員を制限するなど、エレベーター内での密集を防止している。[推奨]
12	エレベーター内で会話を控えることを利用者に要請している。[推奨]

～新認証基準～

○施設内共通

項目	
1	施設内の共有スペースでは、 <u>適切な対人距離を確保するよう呼びかける。</u> [必須]
2	入館するすべての人に対して検温を行っている。[必須]
3	施設や館内、各会場への入口に消毒設備を設置し、利用者に手指消毒または手洗いを呼びかける。[必須]
4	利用者との接触の機会を低減させるため、自動チェックイン機やオンラインチェックイン、スマートキー（スマートフォン等）での鍵操作などのチェックイン方式を導入している。[推奨]
5	客室のキーについて、キーボックスのキーやキーパッド等を利用者ごとに消毒するなど、接触感染予防対策を実施している。[推奨]

○ロビー・共有スペース・エレベーター

項目	
6	窓開けまたは空調機により常時外気を導入した換気が行われている。[必須]
7	<u>共有スペース</u> に二酸化炭素濃度計を設置して、換気不足を監視している。[推奨]
8	<u>共有スペース</u> に H E P A フィルターによる空気清浄機を設置し、空気中のウイルス除去を行っている。[推奨]
9	<u>共有スペース</u> の家具類、手すり、ドアノブなど、多くの利用者が触れる箇所は、定期的に消毒している。[必須]
10	<u>共有スペース</u> やエレベーター付近に手指消毒用の消毒液が設置されている。[必須]
11	エレベーターの定員を制限するなど、エレベーター内での密集を防止している。[推奨]
12	エレベーター内で会話を控えることを利用者に要請している。[推奨]

○飲食施設・レストラン・宴会場（宿泊者が利用するものに限る）

項目	
13	飲食時以外はマスク着用を周知する。[必須] ※乳幼児、障がいのある方や疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない。
14	飲食施設入口に消毒施設を設置し、入場時に必ず、従業員が利用者呼びかけ、手指消毒を実施する。[必須]
15	テーブル間隔は、対人距離を1 m以上確保する。確保できない場合はテーブル上にアクリル板等を設置し遮蔽する。[必須]
16	同一テーブルでの座席間隔は、真正面の場合も含めて1 m以上確保して配置する。間隔が確保できない場合はテーブル上にアクリル板等を設置し遮蔽する。また、他グループとの相席を避ける。[必須]
17	カウンターテーブルの座席間隔は1 m以上確保して配置する。間隔が確保できない場合はカウンターテーブル上にアクリル板等を設置し、遮蔽する。[必須]
18	同室に宿泊する利用者のみ、または少人数での家族・知人のグループ、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障がいのある方等が希望した場合は、上記2項目の対応を行わなくて良い。[必須]
19	ビュッフェスタイルでは、マスク着用等により飛沫がかからないよう徹底し、一回の料理取り分けごとの新たな小皿を提供するか、取り分け用のトングや箸を共有する場合には、手指消毒できるよう、必要な物品を確保する。または、料理を小皿に盛って個々に提供するか、従業員等が取り分ける。[必須]
20	従業員はマスクや手袋を脱いだ後、他者との接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、就業開始時等は必ず手洗い・手指消毒を実施する。[必須]
21	以下の1, 2のいずれかの方法で、飲食スペースの換気を行っている。[必須] 1. 換気設備により必要換気量（一人あたり毎時30 m ³ ）を確保している。 2. 30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行っている。
22	宴会時の回し飲み、スプーン、箸などの食器の共用、使い回しを避けるよう、注意喚起を行う。[必須]
23	利用者が密にならないよう、利用人数の管理や予約制の導入など密集防止対策を実施している。[必須]

○浴場・客室

項目	
24	浴場の混雑・密集を防ぐため、利用人数の管理や混雑状況を確認できるシステムの導入など密集防止対策を実施している。[必須]
25	浴室内での会話を控えるよう利用者に要請している。[必須]
26	脱衣所では、マスクを外したままでの会話を控えるよう利用者に要請している。[必須]
27	客室の設備・備品等の表面、家具類、ドアノブなど、利用者が多く触れる箇所は、利用者ごとに消毒している。[必須]

○飲食施設・レストラン・宴会場（宿泊者が利用するものに限る）

項目	
	削除
13	飲食施設入口に消毒施設を設置し、入場時に必ず、従業員が利用者呼びかけ、手指消毒を実施する。[必須]
14	テーブルの間隔は、対人距離を1 m以上確保する。または、利用者の求めに応じて、アクリル板等を設置し遮蔽することができる。[必須]
15	同一テーブルでの座席間隔は、真正面の場合も含めて1 m以上確保して配置する。または、利用者の求めに応じて、テーブル上にアクリル板等を設置し遮蔽することができる。また、他グループとの相席を避ける。[必須]
16	カウンターテーブルの座席間隔は1 m以上確保して配置する。または、利用者の求めに応じて、カウンターテーブル上にアクリル板等を設置し遮蔽することができる。[必須]
17	同室に宿泊する利用者のみ、または少人数での家族・知人のグループ、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障がいのある方等が希望した場合は、上記2項目の対応を行わなくて良い。[必須]
18	ビュッフェスタイルでは、会話を控えるなど飛沫がかからないよう注意喚起し、一回の料理取り分けごとの新たな小皿を提供するか、取り分け用のトングや箸を共有する場合には、手指消毒できるよう、必要な物品を確保する。または、料理を小皿に盛って個々に提供するか、従業員等が取り分ける。[必須]
19	従業員は、他者との接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、就業開始時等は必ず手洗い・手指消毒を実施する。[必須]
20	以下の1, 2のいずれかの方法で、飲食スペースの換気を行っている。[必須] 1. 換気設備により必要換気量（一人あたり毎時30 m ³ ）を確保している。 2. 30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行っている。
21	宴会時の回し飲み、スプーン、箸などの食器の共用、使い回しを避けるよう、注意喚起を行う。[必須]
22	利用者が密にならないよう、利用人数の管理や予約制の導入など密集防止対策を実施している。[必須]

○浴場・客室

項目	
23	浴場の混雑・密集を防ぐため、利用人数の管理や混雑状況を確認できるシステムの導入など密集防止対策を実施している。[必須]
24	脱衣所・浴室内では、大声での会話を避けるよう利用者に呼びかける。[必須]
	項目24に統合
25	客室の設備・備品等の表面、家具類、ドアノブなど、利用者が多く触れる箇所は、利用者ごとに消毒している。[必須]

○従業員の感染予防対策

項目	
28	全従業員を対象に就業前の検温及び健康チェックを行っている。[必須]
29	責任者は、従業員に出勤や勤務前に検温・体調確認を行わせ、発熱や風邪の症状等がみられる場合は、出勤や勤務を控えるよう指示する。[必須]
30	陽性者や陽性の疑いがある従業員は勤務しないよう徹底する。[必須]
31	従業員に対し、定期的な手洗いや手指消毒を徹底している。[必須]
32	従業員に対し、勤務中の場面に応じた適切なマスク着用を徹底している。[必須]
33	従業員休憩室等は、利用時間をずらすなどにより、室内が混雑しないようにしている。[推奨]
34	従業員休憩室等は、窓開けか空調により常に外気を導入して換気している。[必須]
35	従業員休憩室等では、 <u>マスクを外した状態での会話を控えるとともに、</u> 食事をする場合は1mの対人距離を確保するよう呼びかける。[推奨]

○感染事案対応

項目	
36	入館時に発熱や咳などの症状がある場合は申し出るよう呼びかけ、入館自粛を要請するか、利用の制限など他者との接触機会を可能な限り低減させる。[必須]
37	利用者から発熱や体調不良の申し出があった場合は、客室外へ出ないよう依頼し、他者との接触を極力避け、最寄りの医療機関または受診・相談センターの連絡先の情報がすぐに案内できるようにしてある。[必須]

○従業員の感染予防対策

項目	
26	全従業員を対象に就業前の検温及び健康チェックを行っている。[必須]
27	責任者は、従業員に出勤や勤務前に検温・体調確認を行わせ、発熱や風邪の症状等がみられる場合は、出勤や勤務を控えるよう指示する。[必須]
28	陽性者や陽性の疑いがある従業員は勤務しないよう徹底する。[必須]
29	従業員に対し、定期的な手洗いや手指消毒を徹底している。[必須]
	削除
30	従業員休憩室等は、利用時間をずらすなどにより、室内が混雑しないようにしている。[推奨]
31	従業員休憩室等は、窓開けか空調により常に外気を導入して換気している。[必須]
32	従業員休憩室等では、 <u>マスクを外した状態での会話を控えるとともに、</u> 食事をする場合は1mの対人距離を確保するよう呼びかける。[推奨]

○感染事案対応

項目	
33	入館時に発熱や咳などの症状がある場合は申し出るよう呼びかけ、入館自粛を要請するか、利用の制限など他者との接触機会を可能な限り低減させる。[必須]
34	利用者から発熱や体調不良の申し出があった場合は、客室外へ出ないよう依頼し、他者との接触を極力避け、最寄りの医療機関または受診・相談センターの連絡先の情報がすぐに案内できるようにしてある。[必須]